

平成22年10月7日

各部等の長及び各課等の長 様

市 長

## 平成23年度予算の編成について

### 1 はじめに

来年度、本市は、合併後6年目を迎える。合併後の10年間を改革期間とすれば、もはや中間点を過ぎ、猶予の時はないところである。

地域づくりの総合的な事業主体である地方公共団体として、また、合併後の本市として行うべき事業施策の確立等、いま、具体的に何をすべきかが求められている。

事業等の推進において、計画・方針等の必要性はいうまでもないが、単に検討期間を費やすことなく、市総合計画を着実かつ目に見える形で進めることを第一義とし、『新生香取市』にふさわしい積極的な事業展開を図ってまいりたい。

### 2 予算編成を取り巻く国等の情勢

我が国の経済は、1990年代初頭のバブル崩壊以降、景気低迷の長期化、度重なる減税、公共事業の拡大、社会保障費の増大等の影響により伸び悩み、過去10年間に於いてマイナス成長となっているほか、未だデフレから脱却できず、OECD諸国の中で最低の水準にとどまっている。

財政面では、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に続き、国及び地方の長期債務残高が、平成22年度末には対GDP比181%に達し、純債務残高も同100%を超え、さらに拡大すると見込まれており、ギリシャ等における財政不安の高まりをふまえ、公的債務のリスクに対する内外市場の目も厳しさを増している。

こうした中、国においては、「財政運営戦略(H22.6.22閣議決定)」と「新成長戦略(H22.6.18閣議決定)」を一体のものとし、その実現に努めるほか、現在、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(H22.9.10閣議決定)」を定め、デフレからの脱却、円高及び新卒者雇用等への緊急対策を講じている。

また、「地域主権戦略大綱(H22.6.22閣議決定)」では、地域行政を地方公共団体が自主的・総合的に担い、市民自らの判断と責任において地域課題に取り組めるよう改革を進め、その進展は、おのずと地方公共団体間の行政サービスに差異が生じるなど、単なる制度改革ではなく、市民自らが地域づくりを担う「責任の改革」として、法律改正を含む具体的な方針が示されている。

なお、来年度予算は、国において、政権交代後、初めての本格的な予算編成となるほか、千葉県においても予算編成方針を決定した段階であり、具体的な影響範囲や状

況が判明していないが、市民生活に直結する事項等については、適切な予算対応を図る必要がある。

### 3 本市の財政状況

本市の財政状況は、合併に伴う普通交付税等の優遇措置があるなか、歳出において、社会保障費等の増加があるものの、人件費等各種諸経費の縮減や整理・統合を図り、限られた財源の中で、適正かつ慎重な予算執行に努めていることに加え、近年、国の経済対策等による特別措置が講じられたことも影響し、平成 21 年度決算など、合併前と比較し、財政状況は好転している。

しかし、合併後の本市本来の財政規模等に見合った改革は、未だ推進途中にあり、とりわけ、合併算定替による普通交付税の優遇措置の終了時期を見定め、引き続き、その対応を計画的に進める必要がある。

また、毎年、人口及び税収の減少は、地方交付税を含む歳入財源の動向に与える影響が大きく、歳出の縮減に直結するほか、将来計画を含め、事業施策の優先順位及び年次計画の円滑な執行に大きな影響を与える。

加えて、今後、国の政策上、地域主権改革と行財政改革の双方が同時に進むほか、合併や一時的な経済対策等に伴う国・県の財政支援にも期限があるため、毎年、税財源の縮小という具体的な状況に直面しており、本市本来の適正規模による行財政運営に向けた改革をより一層進めなくてはならない。

したがって、ある程度の将来を見据えるとともに、判明している諸課題について先延ばしすることなく、引き続き、事業推進体制と事務事業等の全面的な見直しを行うなど、財政健全化に向けた取り組みを推進する必要がある。

### 4 予算編成の基本方針

来年度予算は、行財政運営の計画的な執行という理念に基づき、引き続き、「香取市総合計画」及び「香取市集中改革プラン」の実現に向けた予算編成に努める。

その際、前期基本計画の執行状況を検証すること及び、後期基本計画へ引き継ぐ事業等を見定めることを念頭に置きつつ、義務的経費を含め、既存施策を抜本的に見直し、その廃止、縮小、更新を進めながら、市行政として、いま、何をすべきかを再確認し、実効性の高い新たな施策展開を積極的に図るなど、諸施策の選択と集中をより一層明確にすることを目指すものとする。

また、現在、国・県における予算編成方針等の詳細が明らかでないため、関連事項が判明した時点において、本市に有効な施策として迅速な取り入れができるよう、弾力的な予算編成に配慮する。

来年度における重点施策については、特に、合併特例債活用事業の積極的な展開を図るなど、限られた経営資源を最大限に活用しながら、本市総合計画に基づく「平成 23 年度実施計画」に位置づけた諸施策を効率的かつ積極的に推進していくこととし、そのための効果的な予算配分に努めることとする。

このほか、事業施策の推進にかかる留意事項は次のとおりとし、その他必要な事項は、別途通知する。

(1) 重点プロジェクトの推進

市総合計画に位置づけている3つの重点プロジェクト（①にぎわいのまち、②子育てのまち、③協働のまち）については、その具体的な推進方策を十分に検討の上、当該予算に反映されたい。とりわけ、子育て支援施策については、国・県等の施策をふまえた予算編成に努めることとする。

(2) 積極的に取り組む事業施策

市総合計画における3つの重点プロジェクトに加え、以下に掲げる事業施策について、特に積極的な対応を図る。

- ・交流拠点施設や市内連携施設等の整備及び市民等交流活動の展開
- ・教育施設や保育施設の適正配置計画の推進及び当該施設耐震改修事業の実施
- ・適正規模の検討に基づく既存施設等改修更新整備の実施
- ・総合的な地域福祉ネットワークの構築と連携強化（福祉施設の充実を含む）
- ・福祉ボランティア活動への支援及び介護援助ボランティアの育成
- ・Hib ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン接種に係る助成
- ・空き店舗対策の実施
- ・窓口サービスの向上（情報システムの更新を含む）及び職員意識改革の徹底

(3) 合併特例債の計画的な活用

その適用可能期限まで残り5年となっているため、より実効性の高い事業執行計画の早期確立に努めるほか、継続事業を含め、当該期限内の事業執行について特に配慮し、合併特例債活用事業の具体的かつ積極的な展開を図られたい。

(4) その他予算編成時に留意する事項

① 部門別計画等の作成及び事業推進体制の構築

諸事業の実施に当たり、根拠法令、上位計画等の位置づけを明確化し、適宜、本市にふさわしい部門別計画等の作成を行うとともに、その推進体制を充実されたい。

② 事業推進方針及び予算適用の統一

合併後、未だその適用を統一できていない事務事業等について、早期に調整する必要があるため、具体的な方針等をもって当該予算に反映されたい。

③ 合併効果の早期反映

経常的経費等の合併による縮減効果について、引き続き、具体的な措置を検討の上、その実効性に努められたい。特に、本市の規模に見合った諸経費・諸事業の執行に留意し、その縮減効果を的確に反映すること。また、総合的かつ継続的な財政健全化方策（既存施設の有効活用、施設統合等）を十分に検討の上、予算要求に当たられたい。